笠岡市告示第４７号

笠岡市創業支援・空き店舗等活用事業費補助金交付要綱

　笠岡市創業支援・空き店舗等活用事業費補助金交付要綱を次のように定める。

　（趣旨）

第１条　この要綱は，新規創業者の創業による賑わいの創出及び新規事業者等の空き店舗等の解消に資する事業に対し，予算の範囲内で笠岡市創業支援・空き店舗等活用事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより，本市の地域経済の活性化を図ることを目的とし，補助金の交付に関しては，笠岡市補助金等交付規則（昭和６０年笠岡市規則第８号）に定めるところによるほか，この要綱の定めるところによる。

　（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新規創業者　事業を営んでいない個人であって，市内において新たに事業を開始する具体的な計画を有する者をいう。

(2) 新規事業者等　新たに商業等を行おうとする者又は既に商業等を営む者で，市内の空き店舗を新たに賃借しようとする個人，個人事業者として市長が認めたものをいう。

(3) 空き店舗　市内の宅地建物取引業者が管理，仲介する店舗，倉庫，事務所等の営業用施設であって，事業活動の用に供されていない期間が３０日以上経過したものをいう。ただし，大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）の対象となる店舗への出店を除く。

(4) 空き家等　市内の宅地建物取引業者が管理，仲介する民家等であって，居住の用に供されていない期間が３０日以上経過したものをいう。

(5) 都市機能誘導区域　都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２条）第８１条第２項第３号に規定する区域で，都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域として笠岡市立地適正化計画に定める区域をいう。

(6) 改装　店舗等の機能及び性能を維持又は向上させるための改築，修繕，改修，模様替え等リフォームを行うことをいう。

　（補助対象者）

第３条　補助対象者は，新規創業者及び新規事業者等のうち次の各号に掲げる要件を全て備えている者とする。ただし，市長が特に認める者は，この限りでない。

(1) 市内に事務所を設置し，又は設置しようとしている者であること。

(2) 市内に住所を有する者又は第１０条に規定する補助金の交付申請を提出する日の前日までに市内に住所を有する者であること。

(3) 十分な調査研究に基づく計画性があるもので，継続発展する見込みのある事業を起業する者であること。

(4) 市税等の滞納がない者であること。

(5) 許認可等が必要な業種の場合には，それらを取得しているか，取得する見込のあること。

(6) 新規創業者にあっては商工会議所等が開催する専門的な研修を受けた者であること。

(7) 新規創業者にあっては認定申請時において事業所に勤めていないかつ事業所の役員でない者であること。

(8) 本市及び国，県，その他の団体の補助金と重複して本補助金の交付を受けないこと。

２　前項に該当する者のうち，次の各号のいずれかに該当する場合は，補助対象者から除く。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和３８年法律第１２２号）に基づく届出を要する事業を営む者

(2) 事業の実施に関して，法的規制がかけられており，内容又は許認可に係る期間等に課題を有する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団に該当する者

(4) 政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条に規定する政治団体に該当する者又は宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条に規定する宗教団体に該当する者

(5) その他市長が適切でないと判断する事業を実施しようとする者

　（補助対象事業）

第４条　この補助金の交付の対象となる事業は，別表に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

２　補助対象事業の期間は，原則として１年以内とする。ただし，市長が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

３　補助対象事業に係る経費については，原則として，市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主からの購入又は施工によるものとする。ただし，市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主からの購入又は施工によることが困難な場合は，この限りでない。

４　補助対象者は，別表に定める各事業のうち各１回に限り対象とする。

５　空き店舗，空き家等又は商店が併用住宅の場合は，事業活動に供する部分とそれ以外の部分とに明確な区分ができ，竣工図面，工事内容内訳書等により事業活動に供する部分の補助対象経費を算定できるものに限り交付対象とする。

　（補助金額）

第５条　交付する補助金の額は，別表に定める事業の種類に応じ，補助対象経費に同表に定める補助率を乗じて得た額で，同表に定める補助限度額を上限とする。

２　前項の規定により算出した額に，千円未満の端数が生じるときは，これを切り捨てる。

　（認定申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，あらかじめ事業に着手する日の原則として３０日前までに，対象となる事業ごとに別表に掲げる書類を添えて，認定申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

　（認定通知）

第７条　市長は，前条の申請書の提出を受け，これを審査し適当と認めたときは認定の決定を行い，認定をした者に対し，認定通知書を送付するものとする。

　（事業内容の変更等）

第８条　前条の規定による認定の通知を受けた者（以下「認定事業者」という。）が，認定に係る事業内容を大幅に変更するときは，原則として事業変更着手の３０日前までに変更認定申請書（様式第２号）を，認定に係る事業を廃止するときは，廃止届出書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は，前項の規定による変更認定申請書の提出があったときは，その内容を審査し，適当と認めるときは変更認定の決定を行い，認定事業者に変更認定通知書を送付するものとする。

３　第１項の規定により申請された事業内容の変更については，第７条の規定により認定した補助金額の増額を認めない。

４　第１項の規定による廃止届出書を市長が受理したときは，何らの手続を要せず認定通知は効力を失うものとする。

　（認定の取消し）

第９条　市長は，認定事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは，第７条の認定又は前条第２項の変更認定の取消しをすることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により認定又は変更認定を受けたとき。

(2) 前条の規定による変更手続によることなく，認定された事業の内容を変更したとき。

(3) この要綱に違反する事実があったとき。

２　市長は，前項により認定又は変更認定を取り消したときは，書面により速やかに通知するものとする。

　（交付申請）

第１０条　認定事業者は，その事業が完了したときは，その日から起算して９０日以内に対象となる事業ごとに別表に掲げる書類を添えて，補助金交付申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

　（交付決定及び額の確定）

第１１条　市長は，前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは，その内容を審査し，適当と認めるときは補助金の交付の決定及び額の確定を行い，申請者に対し補助金交付決定及び額の確定通知書を送付するものとする。

　（交付申請の取下げ）

第１２条　補助金の交付の決定及び額の確定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は，その交付の決定及び額の確定の通知を受けた日から起算して３０日以内に補助金交付の申請を取り下げることができる。

　（請求及び支払）

第１３条　補助事業者が補助金の請求をしようとするときは，補助金請求書を市長に提出しなければならない。

２　市長は，前項の請求を受けたときは，速やかに補助金を支払うものとする。

　（交付決定の取消し）

第１４条　市長は，補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこの要綱に違反したとき。

　（補助金の返還）

第１５条　市長は，前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは，その取消しに係る全部又は一部について既に補助金が交付されているときは，速やかにその返還を命じるものとする。

　（財産処分の制限）

第１６条　補助事業者は，補助事業により取得し，又は効用を増加した財産のうち，次に掲げるものを補助金の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，又は担保に供しようとするときは，あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 機械装置，設備，特殊車両及び重要な備品等で市長が定めるもの

(2) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

　（関係書類の整備）

第１７条　補助事業者は，補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならない。

　（その他）

第１８条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

（失効）

２　この要綱は，令和８年５月３１日限り，その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

３　第１５条及び第１６条の規定は，令和８年３月３１日までに交付された補助金については，この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表（第４条，第６条及び第１０条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金交付限度額 | 認定申請添付書類 | 交付申請添付書類 |
| 新規創業者支援事業 | 新規創業に際して必要な次に掲げる経費(1) 店舗等の新築，改装に係る経費(2) 機械装置及び設備の購入，修繕に係る経費(3) 特殊車両，工具，備品の購入に係る経費(4) 広告宣伝費 | 都市機能誘導区域内での事業は３分の２都市機能誘導区域以外での事業は２分の１ | 100万円 | (1) 事業計画書(2) 補助対象経費について具体的に説明できるもの（見積書，図面，写真等）(3) 賃貸借申込書の写し（空き店舗，空き家等を活用する場合のみ）(4) 住民票の写し(5) 補助対象者の市税等の滞納がない証明書(6) 離職票等，退職したことが分かる証明書(7) 商工会議所等が開催する専門的な研修を受けた証明書(8) その他市長が必要と認める書類 | (1) 事業報告書(2) 支払明細書，支払領収書又はこれに代わる書類(3) 定款，税務署へ提出した開業届出書など事業内容が分かる書類(4) 事業に許認可等が必要な場合には，必要な許認可を受けたことを証する書類(5) その他市長が必要と認める書類 |
| 空き店舗等活用事業 | 空き店舗及び空き家等を活用するために必要な次に掲げる経費(1) 店舗の改装に係る経費(2) 機械装置及び設備の購入，修繕に係る経費(3) 特殊車両，工具，備品の購入に係る経費(4) 広告宣伝費 | 都市機能誘導区域内での事業は３分の２都市機能誘導区域以外での事業は２分の１ | 100万円 | (1) 事業計画書(2) 補助対象経費について具体的に説明できるもの（見積書，図面，写真等）(3) 賃貸借申込書の写し(4) 笠岡商工会議所の経営指導員の意見書(5) 住民票の写し(6) 補助対象者の市税等の滞納がない証明書(7) 補助対象事業に係る許認可書類の写し(8) その他市長が必要と認める書類 | (1) 事業報告書(2) 支払明細書，支払領収書又はこれに代わる書類(3) 定款，税務署へ提出した開業届出書など事業内容が分かる書類(4) 事業に許認可等が必要な場合には，必要な許認可を受けたことを証する書類(5) その他市長が必要と認める書類 |

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

笠岡市長　様

申請者　住所

氏名

連絡先

笠岡市創業支援・空き店舗等活用事業費補助金認定申請書

笠岡市創業支援・空き店舗等活用事業費補助金の認定を受けたいので，笠岡市創業支援・空き店舗等活用事業費補助金第６条の規定により，関係書類を添えて，下記のとおり申請します。

記

１　開業予定地

２　補助事業の概要

　　別紙のとおり

別紙

１　補助事業の目的及び内容

２　補助事業の実施期間

　　補助事業開始日　　　　　　年　　月　　日から

　　補助事業完了日　　　　　　年　　月　　日まで

　　事業所開設予定日　　　　　年　　月　　日

３　補助事業費積算根拠

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業の種類 | 総事業費 | 補助対象経費 | 補助率 | 交付申請予定額 |
| 新規創業者支援事業 |  |  |  |  |
| 空き店舗等活用事業 |  |  |  |  |

様式第２号（第８条関係）

年　　月　　日

笠岡市長　様

申請者　住所

氏名

連絡先

笠岡市創業支援・空き店舗等活用事業費補助金変更認定申請書

年　　月　　日付け，笠岡市指令　第　　　号により認定の決定を受けた笠岡市創業支援・空き店舗等活用事業費補助金の事業内容について，下記のとおり変更したいので申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　変更の理由 |  |
| ２　変更の内容 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |

≪添付書類≫

　１　認定申請時に提出した書類のうち変更の生じるもの

　２　その他市長が必要と認めるもの

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

笠岡市長　様

申請者　住所

氏名

連絡先

笠岡市創業支援・空き店舗等活用事業費補助金廃止届出書

年　　月　　日付け，笠岡市指令　第　　　号により認定の決定を受けた笠岡市創業支援・空き店舗等活用事業費補助金について，下記の事由のとおり廃止したいので届け出ます。

記

１　廃止の理由

様式第４号（第１０条関係）

年　　月　　日

笠岡市長　様

申請者　住所

氏名

連絡先

笠岡市創業支援・空き店舗等活用事業費補助金交付申請書

年　　月　　日付け，笠岡市指令　第　　　号により認定の決定を受けた笠岡市創業支援・空き店舗等活用事業費補助金の交付を受けたいので，笠岡市創業支援・空き店舗等活用事業費補助金第１０条の規定により，関係書類を添えて，下記のとおり申請します。

記

１　事業所所在地

２　補助事業の概要

　　別紙のとおり

別紙

１　補助事業の目的及び内容

２　補助事業の実施期間

　　補助事業開始日　　　　　年　　月　　日から

　　補助事業完了日　　　　　年　　月　　日まで

　　事業所開設日　　　　　　年　　月　　日

３　補助事業費積算根拠

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業の種類 | 総事業費 | 補助対象経費 | 補助率 | 交付申請額 |
| 新規創業者支援事業 |  |  |  |  |
| 空き店舗等活用事業 |  |  |  |  |